

年 月 日

加古川市スポーツ施設等予約システム利用者登録・変更・廃止申請書

加古川市スポーツ施設館長 様

加古川市スポーツ施設等予約システムを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

※は必ず記入してください。

※変更・廃止の場合 利用者番号		※パスワード (数字4~12桁)	
フリガナ			
登録名 (団体名)			
※フリガナ			
※利用者名			
※電話番号1	- -	電話番号2	- -
※住所	〒 -		
性別	男性 ・ 女性 ・ その他	※生年月日	西暦 年 月 日
勤務先 (学校名)	名称		
	電話番号 - - <input type="checkbox"/> 市内 ・ <input type="checkbox"/> 市外		
メールアドレス1		通知希望	有 ・ 無
メールアドレス2		通知希望	有 ・ 無

*この申請書により登録した個人情報は「加古川市スポーツ施設等予約システム」の利用に関する以外の目的で使用することはありません。

*無料施設は加古川市在住・在勤・在学の方のみご利用可能です。

施設の予約及び利用にあたっては、各施設の定める利用規約及び利用上の注意事項を事前に必ず確認し、遵守することに同意します。

申請者署名(自署)	
-----------	--

(以下、施設職員記入欄です。何も記入しないでください。)

利用可能施設	<input type="checkbox"/> 体育館	<input type="checkbox"/> 武道館
	<input type="checkbox"/> 有料グラウンド	<input type="checkbox"/> 有料テニスコート
	<input type="checkbox"/> 無料グラウンド	<input type="checkbox"/> 無料テニスコート

有効期限	年 月 日	受付施設	総合体 ・ 志方体 ・ 日岡体 ・ 武道館
本人確認書類	運転免許証 ・ 保険証 ・ 学生証 ・ 住民基本台帳カード ・ その他()		
提出書類	<input type="checkbox"/> 登録申請書	<input type="checkbox"/> 変更申請書	<input type="checkbox"/> 廃止申請書
備考			

加古川市スポーツ施設等予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、電子情報処理組織等を使用する方法により施設の空き状況照会、予約、抽選申込等を行うことができる加古川市スポーツ施設等予約システム（以下「システム」という。）の利用者登録（以下「利用者登録」という。）及びシステムの利用についての必要な事項を定めます。

(施設例規等の優先)

第2条 予約した施設の利用及び当該利用に係る使用料及び利用料金の手続き等に当たっては、当該施設の関係例規等に従うこととします。

(登録区分)

第3条 利用者登録は、次の区分により行います。

- (1) 団体一般（3人以上の団体）
- (2) 個人一般（中学生以上の個人）

(利用者登録)

第4条 システムを利用して施設の予約、抽選申込等を行うことを希望する者（以下「登録申請者」という。）は、あらかじめ本規約を承諾のうえ、利用者登録を申請しなければなりません。

2 前項の規定による利用者登録の申請は、別に定める加古川市スポーツ施設等予約システム利用者登録申請書を提出することにより行うものとします。

3 原則として登録申請者1人につき、同一登録区分での複数登録はできません。

(登録申請者の確認)

第5条 前条の規定による利用者登録の申請があったときは、登録申請者が本人であること（団体登録の申請の場合については、申請書提出が本人であること）を次の各号のいずれかの方法で確認します。

- (1) 運転免許証
- (2) 住民基本台帳カード
- (3) パスポート
- (4) 学生証
- (5) 健康保険証
- (6) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書

(利用者登録番号、パスワード)

第6条 利用者登録をした者（以下「登録者」という。）に登録者ごとに異なる利用者登録番号（以下「利用者番号」という。）を設定し、登録者が申請したパスワードをシステムに登録します。

(利用者登録カードの交付)

第7条 利用者登録をしたときは、登録者に対して、利用者登録カード（以下「利用者カード」という。）を交付します。

(利用者番号、パスワード及び利用者カードの管理)

第8条 登録者は、利用者番号及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理しなければなりません。

2 登録者は、利用者カードを慎重に取扱い、破損、紛失、盗難及び不正使用等事故のないよう適切に管理しなければなりません。

3 登録者は他人に利用者カードを譲渡し、又は貸与してはなりません。利用者番号及びパスワードにより行われた予約等については、登録者本人により行われたものとみなします。

(登録の有効期間)

第9条 利用者登録の有効期間は、登録申請をされた日を登録日とし、登録日から2年後の月末までとします。

2 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の属する月の1日から有効期間満了日までの間に更新の手続きをしなければなりません。この場合において、第4条の規定を準用するものとします。

(費用)

第10条 利用者登録に係る登録料及び利用者カード発行手数料は、無料とします。

2 登録者がシステムを利用するにあたって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、登録者の負担とするものとします。

(登録事項の変更)

第11条 登録者が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、またはその登録を廃止しようとする場合は、別に定める申請書を提出しなければなりません。

(利用者カードの紛失、盗難)

第12条 利用者カードを紛失し、または盗難にあったときは、登録者はその旨を連絡するとともに、前条の規定により登録の廃止を申請しなければなりません。

(登録資格の取消)

第13条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を取り消すものとします。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 施設の管理に関する例規等または本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 住所変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知または連絡を行うことができないと判断したとき。
- (5) システムの運営を故意に破壊または妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と認められたとき。

(規約の変更)

第14条 必要があると認められたときは、登録者に事前に通達を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、または新たな条項を追加できることとし、登録者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うこととします。

2 前項の規定に関するものうち、特に必要と認めるものについて、システムにより登録者に周知するものとします。

(個人情報の保護)

第15条 このシステムにより知り得た利用者登録情報及び利用履歴については、加古川市の個人情報保護条例の取扱いに準じます。

(その他)

第16条 本規約に定めるもの他必要な事項については、別に定めることとします。

附 則

この規約は、平成23年3月11日から施行します。

附 則（平成25年2月5日加古川市第1012号）

この規約は、平成25年2月5日から施行します。